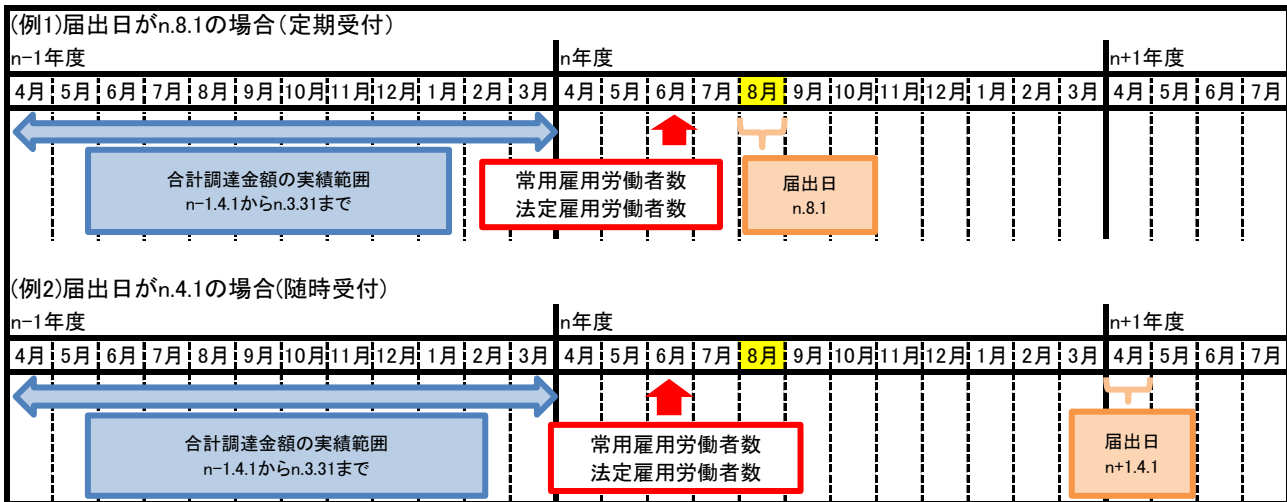
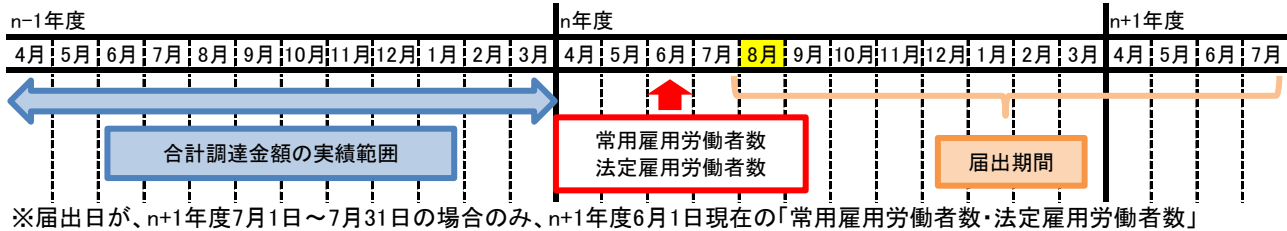


各期間の取扱い

・届出日は毎年8月1日から8月31日までとし、以降随時受付とする。

1. 調達実績算定期間及び 常用雇用労働者数・法定雇用労働者数について

- ・合計調達金額の実績範囲は、原則の届出期間(8月)を基準にした場合における前年度とする。
- ・常用雇用労働者数・法定雇用労働者数は届出日時点において、既に到来している直近の6月1日現在のものとする。



2. 有効期間について

- ・有効期間は、原則1年間(10月1日から9月30日まで)とし、届出日が9月1日以降の場合は、届出日の属する月の翌々月の初日から9月30日までとする。

